

月報

1988 4 月 号

シンガポール日本商工會議所

〈目次〉

(1988年4月号)

シンガポールの税制改正	高山 宜門 原 邦明.....	1
シンガポールの交通事故と自動車保険	(東京海上火災保険 株式会社)	山口 保彦..... 7
シンガポールの清涼飲料水	(ポッカ・シンガポール) 高木 崇行.....	18
紙のはなし	(株式会社 岡本)	金井 修三..... 23
会員懇親パーティー	(本 所)	28
会員紹介	(オリエンタル・シンガポール、 サイム・ダイヤモンド・リーシング)	31
理事会の動き		33
3月の主な経済記事		38
広報欄		48
資料案内		51
編集後記		53

シンガポールの税制改正

日本国 公認会計士 高山 宜門
日本国 公認会計士 原 邦明

はじめに

去る3月4日の国会において、大蔵大臣 Dr. Richard Hu により、1988年度の予算演説が行われました。

今年の予算演説は 1) 経済の動向 (Review of the Economy)、2) 1988財政年度の予算及び 3) 歳入及び税制の改正 (Revenue and Tax Changes) から構成されており、1) の部分で CPF 及び SDF に関する説明が、また 3) の部分で税制改正についての説明が行われています。

以下、日系企業に関連する部分を中心に、その要旨をご報告し、皆様方のご参考に供する次第です。

なお、具体的な問題につきましては、個別にご相談いただきますようお願い致します。

I 個人所得税

重要な変更なし。

II 法人所得税

1. 投資信託及び投資・持株会社の税務上の取り扱い

シンガポールでは、キャピタル・ゲインは非課税とされているが、有価証券の売買益が課税対象となる通常の取引に基づくものか、非課税となるキャピタル・ゲインであるかの区分がしばしば問題となっている。

1988課税年度から承認された投資・持株会社及び投資信託については株式及びその他の市場性ある有価証券の取引により生じた利益はその株式等の保有期間に応じて定められた以下の税率によって課税することとされた。

<u>保有期間</u>	<u>課税対象利益割合</u>	<u>実効法人税率</u>
6ヶ月以内	100%	33.00%
7ヶ月以内	95	31.35
8ヶ月以内	90	29.70
9ヶ月以内	85	28.05
10ヶ月以内	80	26.40
11ヶ月以内	75	24.75
12ヶ月以内	70	23.10
13ヶ月以内	60	19.80
14ヶ月以内	50	16.50
15ヶ月以内	40	13.20
16ヶ月以内	30	9.90
17ヶ月以内	20	6.60
18ヶ月以内	10	3.30
18ヶ月超	0	0.00

2. 繰越欠損金の控除

税務上の繰越欠損金は、①税務上の減価償却費の未控除金額(Unabsorbed Capital Allowance)、②税務上の減価償却費控除前の繰越欠損金(Unabsorbed Loss)の二つから構成されており、この税務上の繰越欠損金を利用するためには、Continuity of Beneficial Ownership Test をパスしなければならない。

すなわち、税務上の繰越欠損金は以下の条件を満足すれば、無期限に繰越することができ、将来の課税所得との相殺に利用することができるが、もし、株主がそれぞれの判定基準日に50%以上異動している場合には、その異動した後の判定基準日時点で過去の繰越欠損金は消滅し、将来課税所得が生じた場合にも相殺ができないことになる。

この規定の立法主旨は、欠損会社を Tax-shelter として利用することの防止にあり、国家の要請等強制的に株主構成を変えられる場合や、上場及び上場後の取引拡大の結果として生ずる株主構成の変化等は当該企業にとっ

ては自らの管理統制もしくは税務対策のワケ外にあるもので本来の主旨にそぐわないものとなっている。

そこで、1988課税年度から、国税当局はその裁量により、たとえ重要な株主構成に異動があった場合でも、それが税務対策とは無関係な合理的な理由により生じたものと認められる場合には同一事業より生じた課税所得との相殺に限り繰越欠損金の相殺を認めることができることとされた。

3. シンガポール側だけの外国税額控除

現行税法第50A条によれば、省令に定める専門的サービス、建築に関するサービス、コンピュータ関連技術及びその他のコンサルタントサービスに関連して、シンガポール居住者が指定されたいくつかの租税条約非締結国から得る所得に対しては一方的にシンガポールにおける外国税額控除を認めている。

1988課税年度から同条の適用範囲を拡大し、現行の省令に定められているサービスに含まれていないが、承認された経営本部の稼得する国外所得もその対象とすることとされた。

4. 試験研究開発費用の二重控除制度のサービス産業への拡大

現行税法第14E条によれば、主務大臣等（通産大臣もしくはEDB）によって承認された製造業者の試験研究・開発費用は1981課税年度以降同費用は課税所得の計算上二重に控除することが認められている。

1988課税年度から、その適用対象者の範囲を拡大し、以下に述べる承認されたサービス産業にも適用されることとなった。

- ① コンピューターソフトウェア
- ② 情報サービス
- ③ 農耕技術サービス
- ④ 研究所及び実験に係るサービス
- ⑤ 医療調査サービス
- ⑥ その他のサービス（大蔵大臣より指定される）

5. 産業用建物に係る減価償却のサービス産業への拡大

現行税法第16条は産業用建物及び構築物に対してのみその減価償却を認めている。

産業用建物及び構築物の定義は第18条に定されており、次のような「産業用」に使用されている建物及び構築物をいう。

- ① 工場又はそれに類似する施設のために使用されている建物及び構築物。
- ② 運送、ドック、水道及び電気事業のために使用されている建物及び構築物。
- ③ 製造及び加工業のために使用されている建物及び構築物。
- ④ キャンティーン、休憩・娯楽室等で上記①～③に関連する企業に雇用されている従業員の福利厚生のために使用される建物及び構築物。
- ⑤ 堀、橋、ダム、道路、排水渠、フェンス、井戸及びトンネル等の附属設備で上記①～③の目的に使用されているもの。

従って、住宅、店舗、ショールーム、ホテル及び事務所用建物及びそれに附随する建物及び構築物は「産業用」とは認められず償却の対象とならない。

1988 課税年度からその適用範囲を拡大して以下に述べる承認されたサービス産業にも適用されることとなった。

- ① 農耕技術
- ② 園 芸
- ③ 水 産
- ④ その他の承認されたサービス（具体的に指定される）

6. 海外投資の奨励

経済拡大奨励法第8節によれば、テクノロジー会社に対する投資から生ずる損失すなわち、当該株式を売却した場合に生ずる売却損はキャピタル・ロスであってもその投資額を限度として税務上損金算入することを認めている。

1988 課税年度から、地場企業の海外投資を促進する為、海外投資に係る新規の奨励策の導入を決定した。

すなわち、下記の事項の一つ以上の経済的利益をシンガポール経済に与えると EDB によって承認された海外投資を行っている、又は行うためシンガポールで設立された会社は、将来当該投資株式を売却した場合に生ずる売却損を、その投資額を限度として税務上損金算入することを認めた。

- ① 海外の技術導入を可能にする投資。対象とする技術としてはデザイン及びエンジニアリング設備、装置、エンジニアリング及び科学技術分野に携わるスタッフ、デザイン、特許もしくはその他の特殊ノウハウ。
- ② 高付加価値をもたらすエンジニアリング及び技術者の雇用に係る投資。
- ③ 海外市場への参入を容易にする投資、すなわちシンガポールの会社の活気を実質的に増進するか、営業範囲を拡大するような投資。

Ⅲ Stamp Duty

1. シンガポールドル建以外の有価証券の売買に関するStamp Dutyの免除

昨年予算演説で発表されたACUに対する10%の優遇税率の証券取引への拡大、すなわち、金融市場の証券化は世界的傾向であり、国際証券取引の中心地としての地位の確立がシンガポールを金融センターとして発展させることになるとして、ACUライセンスの外MASの認可を得た証券会社は、①非居住者のために行ったシンガポールドル建以外の証券取引から得る手数料及び報酬、②非居住者、他のACUライセンス及び認可証券会社間で行うシンガポールドル建以外の証券取引から稼得する所得、に対し10%の軽減税率を適用することとされたことを受けて、これらの取引に係るStamp Duty(現行0.1%)を同日(3月4日)から免除することとした。

2. リースの譲渡証書に対するStamp Dutyの上限設定

1988年4月1日からリース物件の譲渡証書に対するStamp Dutyに\$500の上限を設定することとされた。

Ⅳ その他

1. CPF

昨年発表された長期的なCPFの目標レートは、周知のとおり企業20%、従業員20%の合計40%である。

現在は1985年の予算演説において当時の不況対策の一環として企業負担を10%としているが、この見直しは経済が好調で競争力を失わせないことが大切であり、当面はこの第一四半期の実績をふまえて再検討することとされた。

2 SDF

SDFも同様に1985年の予算演説において当時の不況対策の一環として2%から1%に引き下げられて今日に至っている。昨年来の政府関係者の談話によればこの引き下げについては、①現行の1%を2%に引き戻す、②1%は据置くが適用対象者の給与\$750以下を\$1,500に引き上げるとする二つの案が提出されていたが、予算演説ではSDFの資金がなくなるまでにどのように引き上げたらよいかを検討するとしてその決定を先送りした。

3. 外国人労働者政策とLevy Scheme

昨年の予算演説で導入されたLevy Schemeの月\$140の雇用者負担が\$170に増額された。

但し建設業従事者の\$200及び国内サービス業従事者の\$120は据置かれた。

4. 不動産税等

1985年の予算演説で当時の不況対策の一つとして発表された1988年12月31日を期限とする不動産税の50%リベート制度についてはこの下半期に再検討することとされた。

同様に1988年3月31日を期限とするPUBの電力料及びガス料金に係る税金10%のカット並びに電信電話料金に係る税金20%カットはそれぞれ1989年3月31日まで延長された。

5. タバコに係る輸入関税及び消費税が同日(3月4日)から平均5~7%値上げされた。

6. 1988年4月1日から冷蔵庫に係る輸入関税及びエアコンディショナーに係る割当て量の制限が廃止された。

シンガポールの交通事故と自動車保険

東京海上火災保険株式会社

山口 保彦

シンガポールでは、日本の免許から当地の免許への切り換えも簡単であり、車もスムーズに流れており、ほとんどの方が、自分で運転された経験をお持ちだと思います。

しかし、免許の切り換えに際し、交通法規のテストが不要なことから、シンガポールの交通法規、事故を起こした時の手続きを、100%理解されている方は意外と少ないのではないのでしょうか。

そこで、シンガポールの交通事情・交通事故状況を、車両の登録状況、交通法規、自動車保険等にふれながら、雑学的な知識も含めて説明をし、シンガポールで自動車の運転をされる皆様の参考にしていただければと考えます。

1. シンガポールの交通事情

シンガポールで車の運転をして、多くの人は、次の様な感想を持たれるのではないのでしょうか。

A. 良い感想を持たれるもの

- ①日本と同じ左側通行で、違和感がない。
- ②道路の整備・舗装状況が良く、又、信号も整備されており、朝夕に若干のラッシュはあるものの、車の流れがスムーズであり、市内でも走行速度が早い。
- ③駐車スペースが多く、路上の違法駐車が少く、駐車場所で苦勞することが少い。
- ④近隣の東南アジア諸国と比べて、きれいな車が多い。
- ⑤高速道路も無料であり、有料道路がない。

B. 不安や危険を感じるもの

- ①モーターバイクが多く、バイクの専用レーンが無いことから、右側の

レーンにもバイクが入り込み、車の流れをぬって運転している。

②一方通行が多く、当初は道路が覚えにくい。

③横断歩道・歩道橋が少く、車が多量に流れている道路でも、人が平気で横断している。

(逆に、横断歩道を渡ろうとしても、車が停まってくれず、車優先の様な感じがする。)

④最後に、車の値段が極めて高い。

それでは、何故上記の様に感じられるのかその背景を見て行きたいと思います。

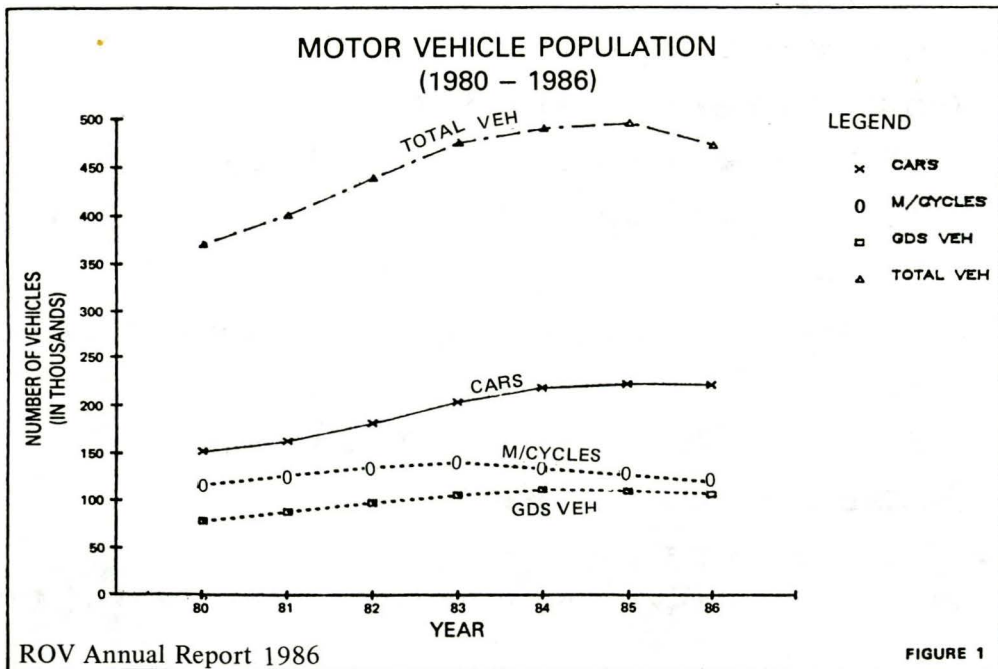
2. シンガポールにおける車両登録状況

ここ数年の登録台数は

年度	登録台数	対前年比
1983 末	476,288 台	+ 8.1%
1984 末	491,322 台	+ 3.2%
1985 末	486,760 台	- 0.9%
1986 末	473,659 台	- 2.7%

次に車種別の推移（1980～1986）は下のグラフをご覧ください。

グラフ 1

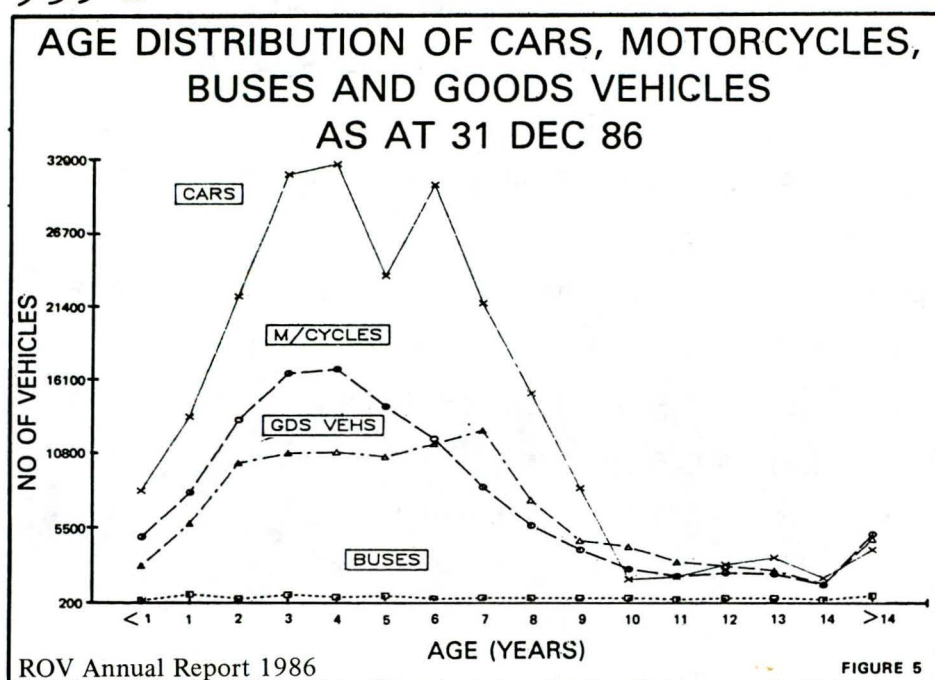


景気の後退から、全車種とも 1984 年をピークに減少傾向ですが、特にモーターバイクの減少が大きいことに気がつかれると思います。

しかし、以前として 10 万台以上のバイクが登録されており、バイクが多いと感じられる状況は続きそうです。

使用年数別の車種別構成は下のグラフです。

グラフ 2



大半の車は登録後 10 年以内であり、きれいな車が多いと感じられるのも当然です。

又、日本からこられて、違和感なく運転できるのは、日本車が多いことも一つの要因と思われますが、ROVの 1986 年度の統計では MOTOR CAR（乗用車とワゴン）の登録車両のうち約 80% が日本車で、トップ 10 のうち、8 社（注）が日本のメーカー、その他では、BENZ 8 位、FORD 9 位、BMW 11 位となっています。

（注）日産が、DATSUNとNISSANに分れており、実質は 7 社。

残念ながら、税金が高いため、車両価格が日本の 3 倍程度するのが、当地の最大の難点と言えます。

3. シンガポールの道路状況と駐車スペース

道路の舗装状況は、年々改善されており、86年末では4.2%の未舗装道路があるだけで、道幅も広く、車の運転がしやすく感じる一つの大きな要因と言えます。（道路舗装状況の推移）

	Public Road 計	内未舗装	Expressways
1980 年末	2,356 km	308 km(13.1%)	39 km
1986 年末	2,686 km	113 km(4.2%)	77 km

日本の様に、違法駐車車が道路を塞ぐことが少ないのも、車の流れがスムーズな一つの理由です。

これは、シンガポールでは、URA (PROVISION OF CAR PARKS) REGULATIONS, 1980 で、新たに建物を建築する場合は、一定のパーキング・スペースの確保を義務づけているからです。

参考までに数例の規準を上げますと。

① シネマ、シアター、コンサートホール

客席10席につき1台のパーキング・スペース

② ショップ、デパート、オフィス

床面積100m²につき1台のパーキング・スペース

③ レストラン、ナイトクラブ

A. 最初の100m²は床面積100m²につき1台

B. 100m²を越える部分は床面積100m²につき4台

④ 2階以上のフラットは

フラット毎に1台

となっています。

4. シンガポールの交通事故

シンガポールの交通事故による傷害者数と死亡者数は、過去5年次の様に変化しており年々、減少していきっており、喜ばしい傾向と言えます。

	傷害者数	(うち死亡者)
1982 年	12,889 人	(307 人)
1983 年	11,251 人	(298 人)
1984 年	11,856 人	(327 人)
1985 年	9,771 人	(265 人)
1986 年	8,375 人	(251 人)

又 1986 年の事故形態別では

	傷害者数	(うち死亡者)
歩行者	1,293 人	(69 人)
自転車・トライショー	370 人	(18 人)
バイクの運転者及び 搭乗者	3,560 人	(115 人)
自動車の運転者及び 搭乗者	3,052 人	(46 人)
その他	100 人	(3 人)
計	8,375 人	251 人

となり、バイクの運転者及び搭乗者の死亡者、傷害者が、圧倒的に多く、又、さきほどの登録台数のバイクの構成比 (25.4 %) と比べると、事故頻度も高いことがわかりいただけると思います。

シンガポールの運転では、バイクは要注意であり、危険を感じられるのも、当然と思われます。

5. シンガポールの交通法規

シンガポールの交通法規としては、道路交通法 (THE ROAD TRAFFIC ACT) があります。

シンガポールで運転するに際し、知っておく必要がある主要項目を説明しますと、

(1) 免許

道交法では、シンガポールに一時滞在 (Temporary Stay) する場合は、日本のインターナショナル・ライセンスもしくは、日本の運転免

許証（注）で、運転することが認められています。

（注）この場合、日本大使館で免許証を英訳し、endorse を受けておく必要があります。

しかし、皆様が Employment Pass or Dependant Pass を取得した時に、Resident になるので上記の適用は受けられず、シンガポールの免許がないと運転できないことになります。

シンガポールの免許は、Traffic Police に、インターナショナル・ライセンスか日本の運転免許証（大使館の endorse が必要）と、パスポート、アプリケーションフォームを持参し、Fee（\$20）を支払えば、試験免除で取得ができるので、Employment Pass, Dependant Pass 取得後すぐに手続しておくことが大切です。

(2) 飲酒運転

道交法 67 条により、正常な運転に影響がある飲酒運転については、初犯で月 \$1,000 以下の罰金もしくは 6 カ月以内の禁固刑が課せられます。勿論さらに、12 カ月以上の免許取り消しとなりますし、飲酒運転の場合には、警察官に現行犯逮捕が認められています。重犯になると、\$2,000 以下の罰金もしくは 12 カ月以内の禁固刑が課せられます。

道交法の定義では、血中アルコール濃度が 100 Millilitres 中 80 Milligrammes 以上の場合を飲酒運転と見做しています。

さらに重要なことは、後からご説明するシンガポールの自動車保険では、飲酒運転による事故は免責となっており、保険会社から保険金の支払いを受けることができず、飲酒運転で事故を起こした場合、賠償金、修理代は全額自己負担になるので、十分ご認識いただく必要があります。

シンガポールでも、日本と同様、「飲んだら乗るな。乗るなら飲むな」を肝に命じておいて下さい。

(3) Driver Improvement Points System (DIPS)

シンガポールでも日本と同様の、交通違反に対するデメリット・ポイント制が導入されており、2 年以内に 24 ポイント以上になると免許、取消となります。

交通違反のデメリット・ポイントは次のとおりです。

SCHEDULE OF OFFENCES UNDER THE DRIVER IMPROVEMENT POINTS SYSTEM

ANNEX A

Offence Committed	Points
1 Reckless or dangerous driving	9
2 Driving without due care or consideration	6
3 Carrying passengers on a motor vehicle or trailer in a dangerous manner	6
4 Carrying passengers on a goods vehicle in a dangerous manner	6
5 Offences committed by motorists at pedestrian crossings	5
6 Driving while carrying load on a motor vehicle in a dangerous manner	4
7 Failing to give way to ambulance or fire brigade or police vehicle	4
8 Careless driving	4
9 Driving or leaving vehicle in a bus lane during restricted hours	4
10 Inability of driver to control vehicle	4
11 Failing to obey traffic light signals	3
12 Disobeying traffic directions of a police officer	3
13 Using tyres with ply or cord carcass exposed	3
14 Crossing road divider	3
15 Crossing double white lines	3
16 Failing to give way to roundabout	3
17 Failing to give way at junction	3
18 Forming up incorrectly when turning left or right	3
19 Obstructing flow of traffic	3
20 Drive on shoulder of expressway	3
21 Exceeding road speed limit by	3
a up to 20 kmph	3
b between 21 — 30 Kmph	4
c between 31 — 40 Kmph	6
d more than 40 kmph	9

(4)スピード制限他

左記のデメリット・ポイント表で、シンガポールの交通違反の概要はおわかりいただけたと思いますが、一部についてもう少し詳しく説明します。

スピード制限は、四輪自動車の場合、道路別に、80Km/h, 70Km/h, 50Km/h, 40Km/hの4つに分けられていますが、原則50Km/hとなっており、50Km/h以外のスピード制限の場合は、道路に標識が掲げられていますが、標識の数が少く気がつかないことが多いので、幹線道路でスピード制限が不明の時は、50Km/hと考えて運転するのが無難と言えます。

参考までにそれぞれの代表例をあげれば80Km/hはExpresswayで、70Km/hはWest Coast Highway, Bukit Timah Road, Adam Road等の道幅の広い幹線道路が該当し、逆に40Km/hとスピードがおさえられているのは、道幅の狭い道路や住宅地域内の道路です。

その他に、気が付かずに起こしやすい違反として Crossing Double White Line, Failing to Give

Way to Roundabout 等がありますのでご注意ください。

これは、道路の真中に2本の白線が引いている場所（例、オーチャード道路の伊勢丹オーチャードの前や、センターポイントの先にあります）では、この二本の白線をまたいでの車線変更が禁止されています。又、ニュートンサーカス等のサーカスでは、サーカスの中にいる車が優先で、サーカスに進入する車は道を譲らなければいけません。

6. シンガポールの自動車保険

シンガポールでは1960年自動車（第三者賠償責任及び補償）法により第三者賠償責任自動車保険及び搭乗者賠償責任特約を付保することが義務付けられています。

その為に、新車登録の際は保険会社の発行するCOVER NOTE（保険が付けられている証明書）、及びROAD TAX、名義書替の際にはCERTIFICATE OF INSURANCE（保険証書）の提示を義務付けられています。

従ってシンガポールで公道を走行する自動車・二輪は、少なくとも対人は無制限、対物は貨物車等についてはS\$100,000 乗用車は無制限の自動車保険が付けられており、民事上の賠償に関しては100% 保険会社から支払われることになり、安心していただける制度になっています。

但し、是非ともご注意いただきたいのは、シンガポールでは飲酒運転で事故を起こした場合、保険会社から保険金の支払いを受けることはできない制度になっています。

なお、被害者保護の見地からまず保険会社は第三者たる被害者に、裁判所の判決に従って賠償金支払いという形でPublic Trusteeを通じて保険金を支払い、然る後本人に求償する手続きを行いますので、結果的に飲酒運転はカバーされないことになり変わりありません。

（日本の自動車保険では、保険会社が本人に求償することではなく、この点日本とはスキームが違いますのでご留意いただく必要があります。）

シンガポールでの典型的な自動車保険の内容は次の通りで、上記法律によって義務付けられている賠償責任のみならず、車両の盗難・修理も担保される包括契約（COMPREHENSIVE COVER）をお勧めしていますし、実際に殆んどの方に加入して頂いています。

担保内容

担保金額

- ① 車両保険……………車両価格
- ② 対人賠償……………無制限
- ③ 対物賠償……………無制限（但しトラックの場合 S\$100,000）
- ④ 搭乗者賠償……………無制限
- ⑤ 搭乗者傷害……………1 名当り S\$10,000
- ⑥ 窓ガラス損壊……………窓ガラスの時価額
- ⑦ 自然災害担保……………車両価格
- ⑧ ストライキ・

騒じょう危険担保……………車両価格

なお、シンガポールの自動車保険は、10 年近く、業界全体で赤字の状態が続いており、さらに最近の賠償額、車両修理費等の高騰により損害率が悪化傾向にあります。こうした状況のなかで、保険会社としても、悪績契約者に対するデメリット制度、高額免責の導入等、引受けに際し厳しい態度で接しております。又、一部では、引受規準を設定し、規準外の契約の引受を拒否するケースも出てきております。

皆様方も、くれぐれも安全運転を心掛けていただくよう、お願いいたします。

7. 事故処理

道交法 84 条に事故の場合の手続きが決められており

(1) 死亡事故、重傷の人身事故、物損の重大事故の場合

① 事故現場をそのままにして、すぐに警察と救急車を呼び、警察が到着するまで車を動かすことは禁じられています。

② 但し、人命救助が第一ですので、人命救助に必要で真にやむを得ない場合に限り車を動かすことが認められています。

（例えば、人がまだ車の下敷になったままとか、怪我人をすぐに病院に運ぶ必要があるが、タクシーや他の車の協力が得られず、自分の車で運ぶしか方法がない場合等であり、よほどのことがない限り警察の到着を待つほうが、良いでしょう。）

③警察が到着後は、警察官の指示に従い現場調査に協力し、車を除去します。（勿論、人命救助以外で、車が完全に道路を塞いで、車が通れないケースでも、車を動かしても良いことになっていますが、残り一車線でも車が通れるスペースがあれば、警察の到着まで動かさない方が良いでしょう。）

④大半のケースは、その後、警察から呼び出しを受け、警察に出頭し、事故状況を詳しく説明することになります。

(2)その他の小事故

①まず交通の邪魔にならないよう車を動かし、当事者間で次の事項をお互に確認しあいます。

1. ドライバーの氏名・住所・電話番号
2. 自動車の所有者の氏名・住所
3. 登録ナンバー
4. 自動車保険会社名・証券番号

②道交法では上記の内容をお互が確認した場合を除いて、すべて24時間以内に警察にレポートすることが義務づけられており、従って、公供物・持主が不明の物等を破損した場合はレポートを必ず行なわなければなりません。

③しかし、相手が確認できた場合も、事故現場で解決ができ、お互に警察レポートしないことを確認した場合を除いて、24時間以内に警察にレポートを提出したほうが良いでしょう。

（相手が届け出て、こちらが届けていないと、状況によりペナルティの対象となる懸念があり、相手の言い分が一方的に警察で受け入れられる可能性があります。）

④なお、事故現場では、明らかに100%の過失がある場合（停まっている車に衝突した等）を除き、事故の過失をその場で認める必要はなく、保険会社と相談をすると答えておけば十分です。

(3)保険会社への連絡

上記の後は、すぐに保険会社に連絡し、保険会社の了解を取付た上、車を修理工場に入れて下さい。了解を得ずに勝手に修理をすると、修理代が全額支払れないケースも出てきます。

人身事故や物損で相手から求償を受けた場合は、保険会社の指示に従って処理を進め、相手からの連絡を受ければ、すぐに保険会社に報告して下さい。シンガポールでは、相手方も弁護士を通じて請求してくるのが一般的で、この場合は、保険会社が自社の弁護士を手配します。

最後に、日本よりも車の流れがスムーズなシンガポールでは、人に道を譲っても、目的地につく時間はほとんど変わりません、いつも余裕の心で、運転されることが安全運転に結びつくのではないのでしょうか。皆様の無事故をお祈りし、説明を終わらせていただきます。

シンガポールの清涼飲料水

ポッカ・シンガポール

高木 崇行

JDCの田中氏より“シンガポールの清涼飲料水”について原稿を依頼された時は、軽い気持ちで引き受けましたが、いざペンを執ると文章にしにくい事を自覚し困りはてました。何故なら、当地では正確なデーターの入手が出来ないことと、例え推定の数字を列記しても読者の皆様の興味をひかないのではと考えますと……。

そこで日本とシンガポールの飲料市場を比較しながら、気楽な気持ちで執筆させて戴きますので、ジュースでも飲みながら読んで戴きましたら幸いです。

1. 年間消費量

日本人とシンガポール人とどちらが1人当たり良く飲むか？読者の方々は、御自分の経験から“シンガポール人”と答えられる方が多いと思います。その理由は、“常夏の国”。では少数派ながら“日本人”と答えられた方々の理由は、日本の方が自動販売機に代表されるように飲む機会が多い。正解はシンガポール人です。しかしながら飲料と申しても多種類あり、牛乳に代表される乳飲料類を入れますと日本人の方が多くなります。年間消費量／人

	日本	シンガポール
炭酸飲料	22ℓ	43ℓ
ノン炭酸飲料	35ℓ	22ℓ
(乳飲料は除く)		
合計	57ℓ / 人	65ℓ / 人

シンガポールでは1人当たりの炭酸飲料消費量が日本の約倍あり、常夏の国では爽快感のある炭酸飲料が良く売れていることになります。逆に日本

では嗜好飲料類（コーヒー飲料）が急速に伸び炭酸飲料は伸び悩んでいます。

2. 飲み物天国シンガポール

“買い物天国シンガポール”という言葉は良く見聞き致しますが、実は飲料天国でもあるのです。但し、消費者に立っての話でして、メーカーにとっては、その逆なのです。日本では1本100円なのに当地では、30～35円と約1/3の価格です。しかも量が多い。当然ビジネスマンならこの点に着眼する訳でして、我社も最近当地に第2工場を建設し、着実に日本への輸出量を増加しております。昨年シンガポール産のコーラが日本中にかなりの量平行輸入されたことは、新聞等で御存知かと思えます。

では何故に安いのか？実は日本が世界的水準からみて円高の為高すぎ、しかもシンガポールが逆に安すぎるのです。シンガポールへの飲料輸入は無税でして、世界中から簡単に輸入出来るのです。その輸入品に対抗する為に安くせざるをえないのです。言ってみれば世界中の飲料メーカーが相手です。それともう2点大きい理由があります。1つは日本と比べ原材料が無税の為安く入手できること。もう1点は、流通経路が非常に短くしかも中間マージンが少ないことも起因しております。非常にお買い得になっておりますので、ドンドン飲んで戴きたく思います。

3. 品質

価格は世界的にみて安いですが、ではその品質はどうか？一般に飲料の品質うんぬんを論ずる場合大きく分けて次の2点で判断できます。

第1番目は中身、第2番目はパッケージです。中身に関しては、表示義務があるものの日本と比較致しますとまだまだゆるいと思います。日本では品質規格がしっかりしております。例えば果汁飲料の場合明確にその含有パーセンテージを明記する必要がありますが、当地ではその必要なく、消費者にとっていったい何パーセントの果汁が含まれているのか分かりません。しかしながらシンガポールの食品衛生法はかなりしっかりしており、人体に害のあることは決してありません。中身と言えば当然味になってきますが、最近は健康管理に注意なさっている方々が多いので、一般知識とし

して味を大きく左右する甘さ、すなわち砂糖含有量について参考までに述べさせて戴きます。

・炭酸飲料	12～15%
・果汁飲料	9～12%(100%物は別)
・コーヒー	7～10%
・ウーロン茶	0%

次に容器に関しては、ある面では中身以上にメーカーは注意をしております。容器と申しまして、数々ありそれぞれ長所もあれば欠点もあります。容器を大きく分類致しますと、下記のようになります。同時にそれぞれのマーケット・シェアも記入しましたので、参考にして下さい。

(容量ベース)

・ 罐	26%
・ 紙容器	17%
・ ボトル	18%
・ ペットボトル	23%
・ <u>ポストミックス</u>	<u>16%</u>
・ 合 計	100%

容器の品質は、中身以上に気を使っていると述べましたが、その辺のところを良く御存知の方は少ないようです。体内に入るものを長期に渡って保護する訳ですから、その容器の技術は素晴らしいものがあります。特に罐は長期保存がきき、ハンディーであらゆる飲料をパックできる為広く利用されております。飲み終わったらポイット捨てられておしまい of 罐にも大変な技術があるのです。罐の外表面印刷、内面のスプレー、溶接、プルトップ等がその代表的なものです。詰める中身によって違った内面スプレーを使用しています。今では、日本の製罐技術は世界一でして、正直申してシンガポールの罐は悪かった。しかしながら長年に渡って技術指導を行ない、最近では日本に近い高品質の罐が出来るようになりました。少しでも美味し

く、安全に飲んで戴ける為には罐の品質をアップすることが大前提なのです。たかだか50セントの商品にもそうした目に見えない技術が駆使されていることを考えながら飲んで戴けたら有難いものです。

4. 飲料市場（金額ベース）

日本の清涼飲料市場は年々増加しており、87年は約1兆8千億円で、人口1億2千3百万人で割ると人口1人当たり15000円弱。

シンガポールは、年々増加傾向にあるものの、何故か毎年確実にアップしておらず、多少波があります。市場規模は、約2億6千万ドルであり、1人当りの消費は100ドルになります。日本の1.5万円すなわち225ドルと比較致しますと、半分以下であり販売価格がそのものの市場規模を物語っております。

5. 最後に

日本の市場は毎年毎年新しい商品を紹介しており、着実にその市場を大きくしております。例えばコーヒ飲料はアット言う間にコーラー飲料消費量を抜き去り、今では2億ケース（60億罐）市場にまで広がっております。最近ではウーロン茶が急速な伸びをしており、市場を常に活性化しております。しかしながら当地シンガポールは、毎年新製品は出ているものの仲々保守的でして、新製品が育ちません。今後シンガポールの食生活が豊かになるにつれ、日本のような嗜好飲料が育ってくることと思います。

良く日本人の方々から、何故シンガポールは自動販売機少ないのかと質問されます。確かに日本のように全国で約280万台もの自動販売機があることはシンガポール人には考えられない事です。当地ではロケーションの制限がありますので、（勿論日本でもありますが）工場内あるいはガソリンスタンド以外では、あまり見かけません。小売店の店前に置くことは出来ないのです。それでも数千台の自動販売機はあります。1ドル・コインが発行されましたので、今後は序々に増加してゆくことと思います。

シンガポールには7社の大小飲料メーカーがあり、外資系はポッカだけです。当然国内だけでなく、マレーシア、インドネシア、ブルナイ、香港のアセアン地区へ輸出を行なっておりましたが、最近では中近東、ヨ

ヨーロッパ、アメリカ等の国々にも輸出し市場をアセアン地区にとどまらず世界中に求めています。将来MADE IN SINGAPORE の飲料が世界中で飲める日が来るかもしれません。それだけシンガポールの飲料メーカーは品質的にも力をつけてきたと言えます。



紙のはなし

株式会社 岡本
シンガポール駐在員事務所
金井 修三

“紙”というと、皆さんまずどんな紙を思い浮かべますか。
毎日読む新聞紙、会社で使う書類ですか、それとも子供の頃遊んだ折り紙、またはトイレット・ペーパーですか。

約10年前の第一次オイルショックのときのペーパーパニックを記憶して居られる方は、まだかなりおられる事と思います。

空気、水と同様あまりに我々の身近にある為、その存在の重要性すら忘れがちになり、無造作に多量に毎日使われて居るもの、それが紙一かみです。

かみの歴史

紀元前140年—87年の頃作られた、大麻と少量の苧麻ちょまからなるものが中国の灋橋はきょうで発掘され、これをもって現在のところ、最古の紙の起源品とされて居ります。

その後200年を経て、後漢時代の西暦105年に蔡倫さいりんという官吏が、さらにこれに改良を加え、つくった紙が、蔡侯紙と呼ばれ、和帝にも献上され、紙の発展に以後大きく貢献。

そして、その紙の製法は、戦争や貿易により、その後西方へと伝えられて行った訳です。

一方、日本へは西暦285年に王仁おにが朝鮮経由、書物としての紙を伝え、西暦610年に高麗の僧、曇徴が紙の製造法を伝えて来たと言われて居ります。

これより、ずっと以前の紀元前3000年頃のエジプトにも、構造と製法が違ふ為、紙の仲間には入れられず、紙の起源品としては現在考えられて居りませんが、英語のペーパー(PAPER)、独語のパピール(PAPPEL)、仏語のパピエ(PAPIER)の語源となったと言われて居る、パピルス

(PAPYRUS — 多年草：和名カミカヅリ) が既に開発されて居りました。

これは、石や金属板に変る、軽くて持ち運びやすく、折り目もつけられる記録材として作られ、さらにその後ギリシャ人により一層破れにくい、折りたたみに強い仔羊の皮からつくった羊皮紙 (PARCHMENT) や仔牛の皮からの VELLUM へと変って行った訳であります。これらは、記録用として、当時重宝がられ、数多く使用され、それらの名前は、現在も紙の銘柄として使用されて居ります。

紙はどの様につくられるのか

まず始めに、少し難かしく紙の定義を述べて見ましょう。

J I S の 紙 パ ル プ 用 語 (J I S - 9 0 0 0 1 - 1 9 7 9) に よ れ ば “ 植 物 繊 維 そ の 他 の 繊 維 を か ら み 合 せ、こ う 着 さ せ て 製 造 し た も の と 定 義 付 け ら れ て 居 り ます。

また、紙の話しの中に“パルプ”という語もよく出て来るので、これも合せて定義付けすると“植物体より取り出したセルロースを主体とする植物繊維の集合体”となります。

CELLULOSE = 植物体の主要化学成分をなす糖類で繊維素。

この様な定義に基づき、では紙はどの様につくられるのかと言うと、現在色々近代的な抄紙マシンが開発され紙がつくられて居る訳ですが、簡単には、この植物繊維 (セルロース) を水の中で良く叩いて、膨潤させ、同時によくもみほぐしながらしなやかにし、それを網でこすと繊維同士が水の表面張力の作用により互いに絡み合い接着し、薄い層となる。この状態のものを乾かしたものが紙であり、紙の出来上りであります。

こうして出来上った紙は、大きく分けると、次の3種になる訳です。

1 — 洋紙 2 — 和紙 3 — 板紙

1 — 洋紙：明治時代にヨーロッパから導入された技術・機械によって抄造された紙。

2 — 和紙：コウゾ (楮) ガンピ (雁皮) ミツマタ (三桠) などの鞣皮を原料として手抄きによって作られた紙。

3 — 板紙：厚い洋紙。

現在紙の種類は、標準規格で約3000種、もし規格や銘柄で区別すると約25万種にもおよぶと言われて居り、たかが紙と言っても、この種類の多さに驚かれる事と思います。

また紙をつくるのに、どうしても、もう1つ欠せないものがありました。それは水です。1トンの紙をつくるのに100トンの水が必要と言ったら信じられますか、でも本当なのです。水なくして紙はつくれず、水は紙にとって本当に大切なお友だちなのであります。

かみの生産量と消費量

どの位の紙が世界で又日本でつくられて居り、実際につかわれて居るのか、興味のあるところと思います。ここでは少し数字を見てみましょう。

1986年 (1000 ^{メトリック} M/T)			
世界合計生産高	203132	世界合計消費量	202449
国別 TOP TEN		国別 TOP TEN	
1. アメリカ	64416	1. アメリカ	70923
2. 日本	21062	2. 日本	21078
3. カナダ	15234	3. 西独	11285
4. 中国	9986	4. 中国	10897
5. ソ連	9975	5. ソ連	9300
6. 西独	9405	6. 英国	8068
7. フィンランド	7549	7. フランス	6947
8. スウェーデン	7357	8. カナダ	5396
9. フランス	5585	9. イタリア	5359
10. イタリア	4637	10. ブラジル	4053
		ちなみに	
		30. 香港	840
		44. マレーシア	432
		53. シンガポール	220

さすがにアメリカは、世界の31.5%を生産、圧倒的なすごさであるが、消費量も多く全体の31%を使用、自国だけの生産では間に合わず大量に輸入して居ります。(アメリカの全生産量の6%、3844千トンを輸出し、

16%に当る10351千トンを輸入)。

また、世界第二位の生産消費国である日本は、生産と消費がほぼ同数であり、輸出入とも全生産量の約4%と低く、自国生産、消費型という事が出来る訳です。

紙と文化

紙は文化のバロメーター、世界の人類が今日のように繁栄して来たのは、それぞれの時代に於いて生じたニーズに応じて発明や発見があった為であり、古代の三大発明とは、紙・火薬・磁石であると言われて居ります。

火薬は戦争の様式を変え、磁石は旅や外洋に出る時のガイドとなり、紙は文明文化の媒体となって来た訳であります。

身の回りをちょっと注意して見わたして頂ければ、どれ程多くの紙が、家庭で、学校で、そして職場で使われて居るかお分り頂けると思います。それらは、情報の伝達用に又包装資材等々に皆様の身近で使われて居り、その紙なくして文化的生活が営めないと言っても過言ではない程であります。一国の紙の消費量は、その国の文明の尺度であり、その生産する紙の品質は文化の程度を表わすと言われて居ります。

ではまず、その1人当りの消費量を、国別(TOP TEN)に数字で見えますと

	1986年 人口(千人)	KG
1. アメリカ	244500	290.1
2. スウェーデン	8380	229.0
3. カナダ	25600	210.8
4. フィンランド	4919	202.3
5. スイス	6523	190.6
6. 西独	61073	184.8
7. デンマーク	5200	183.9
8. オランダ	14563	177.8
9. 日本	121672	173.2
10. ベルギー	10000	170.3

となり、日本は経済大国と言われて居るが、これを見る限り日本はまだまだ

だと言った感じであります。

一方現在我々が住んで居るアセアン地区に目を向けてみますと、

	人口 (千人)	KG
22. シンガポール	2500	87
50. マレーシア	15600	27.7
65. タイ	53000	12.5
81. フィリピン	56000	7.6
98. インドネシア	175000	4.4
113. ビルマ	37000	1.2

ブルネー資料なし

と、シンガポールが群を抜いて居り、この事は、数字を見るまでもなく、皆様肌で感じて居る事と思います。

紙は文化のバロメーター、皆様是非次回、他国へ御出張の際は、その国がもし紙生産国であればその国で作られた紙をゆっくりとご覧下さい。新しい見方が出来る事と思います。

おわりに

国際連合の食糧農業機構 (FAO) の最近の統計によると、地球上の森林資源 (立木) の総量は約 2400 億立方メートルでその生長量は年間約 17 億立方メートル、率にして備蓄量の 0.7 % である。これに対し年間の伐採量は約 24 億立方メートルで、その内約 4 億立方メートルがパルプ用材で占めて居る。つまり伐採は生産を上回り、このままでは今世紀末までに世界の森林資源は枯渇する計算となる訳けです。無論、成長率の早いものの植木、そして再利用 (古紙) 等することにより現在対処して居る訳けですが、何卒少しでも紙のことを理解頂けましたら、大切に取り扱い頂く様お願い申し上げます。

折りしもパルプ等の値上りにより、紙価格も上って来て居りますが、是非再度紙の重要性をご認識頂き、ムダなく、そしてどんどんお使い頂ければ幸いです。

会員懇親パーティー

シンガポール日本商工会議所



古新居会頭挨拶



来賓代表三宅大使ご挨拶

シンガポール日本商工会議所は3月25日（金）、ホテルニューオータニにおいて会員懇親パーティーを開催した。当日は、三宅大使をはじめ、JUGAS幹部、EDB、TDB、MTI、在星のローカルおよび諸外国経済団体の代表、日系報道関係者および会員並びにご夫人方など400名を超える参加者を得て盛大なものとなった。

同懇親パーティーは海老塚総務担当理事の司会の下に進められ、古新居会頭の開会挨拶、三宅大使による来賓代表挨拶に続いて、小出副会頭の音頭により参加者全員で乾杯した。

その後、9時近くの閉会まで出席者は随所に歓談の輪を持ち、相互交流を深めるなどなごやかな雰囲気の中に幕を降すことができた。



フィリップヨーEDB長官(右端)と会員との談笑



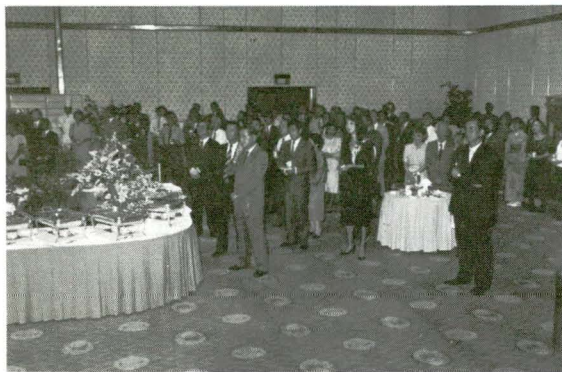
タンチンナムEDB. MG. と懇談する会員



司会役の海老塚総務担当理事



“カンパニー”の音頭をとる小出副会長



会場風景



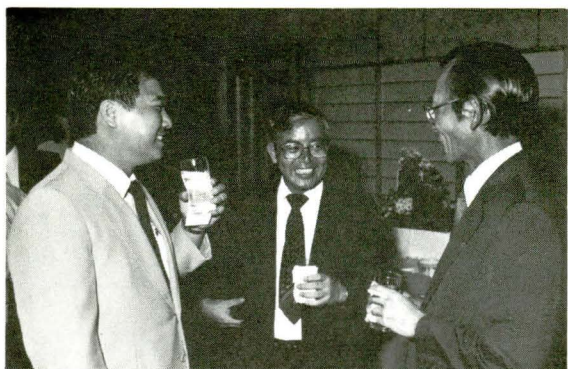
会場風景



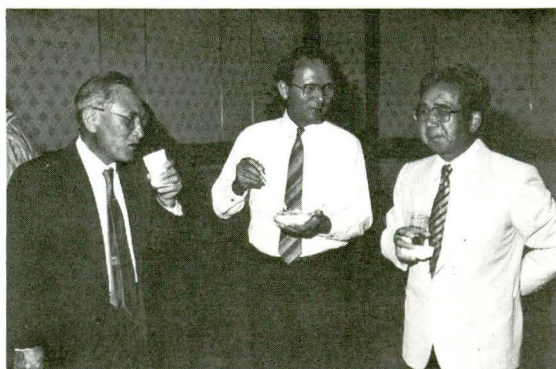
会場風景



名刺交換風景



歓談風景



歓談風景



紳士、淑女のライン・ナップ



日頃の内助の功ご夫人方の談笑



てんぷらの屋台にも長蛇の列ができた



やっぱり日本人はおふくろの味“おでん”



おすしに人気集まる

会員紹介

* THE ORIENTAL, SINGAPORE

(オリエンタル・シンガポール)



所在地：5 Raffles Avenue,
Marina Square, Singapore 0103.

電話番号：3380066

Tlx: RS 29117 ORSIN, Fax: 3399537

設立：1981年11月（登記）、1987年2月（操業）

形態：子会社

代表：河合 洋一（営業支配人）

Mr Y Kawai (Sales Manager)

従業員数：529名、日本からの派遣社員1名。

事業内容：ホテル業

〔会社の特色〕

シンガポールにおいて、最高級ホテルである事を目指す。

* SIME DIAMOND LEASING (SINGAPORE) PTE LTD
〔 サイム・ダイヤモンド・リーシング (シンガポール) (株) 〕

所在地： 20 Collyer Quay #09-01,
Tung Centre, Singapore 0104.

電話番号： 2257533

Tlx: RS 28957 SDLSIN, Fax: 2252795

設立： 1983年8月 (登記、操業)

形態： 合 弁

代表： 下山 健 (取締役社長)

Mr Ken Shimoyama (Managing Director)

従業員数： 35名、日本からの派遣社員2名。

事業内容： Leasing, Hire Purchase, Mortgage, Factoring, Floor Stocking Facilities, &
others.

理事会の動き

第225回 1988年4月12日（火）午後12時30分～

議事に先立ち、佐藤理事（日立東南アジア）より、ご着任の挨拶、
安川氏（吉川ケミカルス）より顧問就任のご挨拶がそれぞれあった。

議 事：

1. 前回議事録承認

異議なく承認された。

2. 審議事項

(1) 選挙管理委員会の設置について

本所定款62条に、理事の選挙並びに会頭、副会頭の選出に関する
手続きを規定する「理事選挙管理規定」が定められている。本規定2
項に「選挙管理委員会」の設置が明記されており、構成は事務局1名、
会員のうちから4名、合計5名からなり、理事会がこれを指名するこ
ととなっている。

委員長	海老塚 享 氏	伊藤忠商事
委 員	黒澤 清 氏	松下無線機器
委 員	市川 舜策氏	富士銀行
委 員	大井 孝元氏	日商岩井
委 員	石川 静彦氏	シンガポール日本商工会議所

(2) 天皇誕生日の広告掲載について

審議の結果、例年通り4月29日の天皇誕生日を祝して、地元の聯
合早報に広告を掲載することが承認された。なお、掲載料は723シ
ンガポール・ドル。

3. 報告事項

(1) MAS 移転について

二木副会頭（MAS 移転準備委員会・座長）からMAS 移転に関する
以下の報告があった。

先ず、リース会社の選定について、2度にわたる見積りを本所会員リース関係者に提出願った。その結果、リース返済額（月額）の少なかった上位2社との間でリース契約をすることとなった。決定したリース会社は以下の通り。

☆シンガポール住銀リース（株）

☆サイム・ダイヤモンド・リーシング（シンガポール）（株）

リース開始時期は内装工事が完成し、事務局が移転を完了する6月1日（水）とし、リースの総額は33万シンガポール・ドル、リース期間は5カ年、残存価格は10万シンガポール・ドル。尚、リースの返済額について初年度を重く、次年度以降を軽くするか、或いは、均等返済にするかは88年度予算を組む時点で再度検討する。

次いで、施行業者を決定するに当たり、希望のあった3社（大林組、佐藤工業、鹿島建設）による入札を行った結果、鹿島建設（株）に落札することとなった。契約は3月30日付で行った。実際の内装工事開始時期は4月8日（金）からで、4月30日（土）までの内装工事の許可はMASビル管理当局の厚意によるもの。すなわち、JCCIとMASとのテナント契約は5月1日（日）に開始され、36カ月（＝3年間）となっている。

さらに、事務局より、MAS移転に伴う支出のうち、本年度（87年度）経費として落すことのできるCPFビルの「移転・撤去・修復費」15,000シンガポール・ドル及びリース対象外となるメインドア、カーペット、天井等の工事費55,000シンガポール・ドル、合計7万シンガポール・ドルを本年度会計で処理した旨の報告を行った。

(4)部会・委員会等開催報告

下記の通り部会・委員会等開催報告を行った。

① EXECUTIVE MEETING

4月 5日（火）

②部会

- | | |
|----------|-------------------|
| 3月10日(木) | 観光・流通・サービス部会(講演会) |
| 16日(水) | 貿易部会 |
| 23日(水) | 第二工業部会 |
| 4月6日(水) | 第二工業部会(土屋副部会長歓送会) |

③委員会

- | | |
|----------|---------|
| 3月17日(木) | 経営研究委員会 |
| 4月8日(金) | 広報委員会 |
| 12日(火) | 運営担当理事会 |

④懇談会等

- | | |
|----------|---|
| 3月10日(木) | MAS移転打合せ |
| 11日(金) | (財)中部生産性本部ミッションとの夕食懇談会 |
| 16日(水) | MAS移転打合せ |
| 17日(木) | 三菱銀行香港支店・上松経済調査役との懇談 |
| 18日(金) | 西日本新聞社東京支社報道部次長松岡氏
他との懇談 |
| 18日(金) | 大阪商工会議所ミッションとの懇談 |
| 22日(火) | MAS移転打合せ |
| 24日(木) | 西口・労働省労働基準局安全衛生部計画
課技術審議官及び中西・中央労働災害防
止協会理事他との昼食懇談会 |
| 25日(金) | シンガポール日本商工会議所会員パーティー |
| 25日(金) | 労働省職業能力開発局水谷氏との昼食懇談会 |
| 26日(土) | 日中経済協会関西本部ご一行との昼食懇談会 |
| 30日(水) | 鈴木早稲田大学商学部助教授との懇談 |
| 4月6日(水) | MAS移転打合せ |
| 7日(木) | 新日本製鉄株式会社・新素材事業本部鈴木・
技術企画部長及び小山・企画管理部長との懇談 |

(3)その他

三森理事（岡本工作機械）からNWCミーティング、NPCタスク・フォースについて以下の報告があった。

先ずNWCミーティングについて、4月6日に本年1回目の会合があった。その内容はオフ・レコとなっており、最終答申は5月25日ごろにまとまる予定である。

なお、今年のNWC勧告がどのような形でまとめるかは現状では分ないが、CPFの雇用者負担分に引上げが今年1～3月期の経済動向をみた上で決定されることとなっており、政府としてもCPFは賃金の一部であることを明言している。その他、FWL（FOREIGN WORKER LEVY）が4月1日から30ドル引上げられるなど諸コスト・アップ要因を考慮に入れると、経営者側としては今年度の賃上げに対してかなりシビアとならざるを得ない。

次いで、NPCタスク・フォースについては、4月以降既に2回のミーティングを開催した。9月の最終答申に向けてジョブ・ホッピングについてその現状及び回避のための有効手段について検討を加えることになっている。なお、当作業部会ではジョブ・ホッパーの定義を～①コンファメーション後、2回以上職を変わった人、②プロビジョナル期間中、3回以上職を変わった人～とすることになった旨の報告があった。

その他、事務局から～4月5日（火）早朝シンガポール政府（フィリップ・ヨーEDB長官ほか）、大使館（三宅大使ほか）、JCCI（古新居会頭ほか）3者代表によるEXECUTIVE MEETINGを開催した。今回は特にCPF、SDF、FWL、GSPといった種々コスト・アップ要因についてJCCIとしての窮状を説明し、再考をお願いした。その結果、次回の4月22日（金）早朝ミーティングまでに代表的な会員企業に上記の諸問題についてアンケートを実施し、それを基に再度意見交換することとなった旨～報告した。

4. 入・退会

下記の入・退会について審議した結果、以下の通り決定した。

(1)入会（3社）

- N. P. FOODS (SINGAPORE) PTE LTD
- MR MASAHIRO HARA
(AMERICAN INTERNATIONAL ASSURANCE CO LTD)
- MR FUMIO TAKANO
(ARTHUR YOUNG & CO)

(2)退会（2社）

- TOPPAN COMPANY (S) PTE LTD
- MR K HARA (TOHMATSU AWOKI & SANWA)

(3) 1988年4月12日現在の会員数：487社（前月比1社増）

5. 会計報告

1988年3月の会計報告として、高橋財務委員作成の会計報告書を理事会出席者全員に配布した。

3月の主な経済記事

3月1日

- 昨年の日本の対星投資約定額は6億110万Sドルで、一昨年に続き、諸外国中第1位だった。

- 日本資本、外資約定額全体の34%

通産省が28日に発表した“1987年シンガポール経済調査レポート”によれば、日本の昨年の投資約定額は一昨年比22%増加し、外国投資約定額全体の34%を占めた。

日本資本の対星進出が急増した主因は、円高の中で日本企業がその国際業務を再編し、その競争力維持を図ったためとみられる。日本企業は主に、電子業と化学業に投資している。

- 累積投資では米国が依然第1位

米国の投資約定額は5億4350万Sドルで、一昨年比23%増加、外国投資約定額全体の31%を占め、日本に続いて2番目に多かった。しかし、累積投資額では、米国は日本を上回り第1位である。

大部分の米国企業は、電子部品、コンピューター周辺部品、通信機器、電気製品、精密医療機器等の製造部門に投資を行ったほか、精油設備や航空工業設備の改善に追加投資を行った。

- 欧州の投資も31%増加

EC（欧州共同体）、スウェーデン、スイス、その他の欧州諸国の投資約定額は2億4100万Sドルで、一昨年比31%増加した。これらの投資は主に電子部品、コンピューター及びコンピューター関連システム、オフィス設備、精密工学設備の製造部門に向けられた。また、このほか石

油、飲料、プラスチック製品、金属加工製品等の製造部門や、金属エンジニアリング等の設備改善にも比較的大きな投資がなされた。

○ 地元投資約定額も 17 % 増加

地元企業の投資約定額は 2 億 9500 万 S ドルで、一昨年比 17 % 拡大した。地元企業は主に、食品・飲料、電子、航空機関連工業、プラスチック、金属加工、印刷・出版等の業種に投資した。

○ 外資が投資約定額全体の 83 %

内外資の昨年の投資約定額は総額 17 億 S ドルで、一昨年比 21 % 増加した。このうち外資が 14 億 S ドルで、全体の 83 % を占めている。

○ 業務拡大投資が大部分

昨年の外国投資の大部分は、既存業務の拡張計画に対するものだったが、新業務や業務多角化のための投資も少なかった。

更に注目すべきことは、ますます多くの企業が生産活動以外の設計、エンジニアリング、研究開発 (R & D) 等の業務に従事するようになったことである。

○ 13 の OHQ を誘致

経済開発庁 (EDB) は目下、“サービス業投資計画”を進めており、この方面の商業支出を年間 2 億 S ドルに、固定資本支出を年間 3 億 S ドルに拡大することを目標としている。同計画は主に、インフォメーション・テクノロジー (IT) 関連サービス、販売サービス、医療サービス、エンジニアリング・サービス、地域営業本部 (OHQ) サービスを対象としている。これまでに、既に銀行 2 行のそれを含む 13 の OHQ が、シンガポールに設置されている。これらは米国、日本、欧州諸国の多国籍企業や地元企業の営業本部である。

86 / 87 年投資約定額 (単位 S\$100 万)

国 家	1986	1987
米国	443.4	543.5
日本	492.8	601.1
欧州	218.8	285.8
E C	204.8	241.0
スウェーデン	5.4	8.7
スイス	7.7	27.8
その他	0.9	8.3
其他	34.6	17.6
外国投資約定総額	1,189.6	1,448.0
地元投資約定総額	253.4	295.0
投資約定総額	1,443.0	1,743.0

注：石油化学工業を含まず

- 当地の労働者の賃金が、昨年わずかに上昇したにも関わらず その上昇率は生産性上昇率を上回ったため、労働者 1 人当たりの労働コストは低レベルに維持された。

昨年の就業機会創出件数は 6 万 6000 件で、一昨年の 1 万 1100 件を大幅に上回った。また、当地の生産性上昇は 86 年には 6.6 % であったが、昨年は 4.5 % にまで減速した。製造部門の生産性上昇率は、1986 年の 13.6 % から 3.5% に大幅に減速している。

金融、ビジネス・サービス部門と商業部門の同率は、それぞれ 7.6 % と 6.3 % を記録した。運輸・通信部門のそれは 6.5 % であった。

当地製造部門の 1 人当たりの労働コストは、昨年 5 % 下降した。これに反し、台湾と韓国の 1 人当たりの労働コストは、それぞれ 15 % と 13 % 上昇した。香港のそれは 4 % の下降を見た。

<各産業部門の生産性上昇率>

	1987	1986
製造業	3.5	13.6
商業	6.3	4.9
運輸・通信業	6.5	11.1
金融・ビジネスサービス業	7.6	8.6
建設業	3.2	0.8
経済全般	4.5	6.6

- シンガポールの昨年の経済成長率は8.8%と、近隣諸国の中では最高を記録したが、他の新興工業国（NICs）の2ケタの成長率には及ばなかった。

マレーシア、インドネシア各国の経済成長率は一次産品価格の回復と、製造業の輸出拡大で、昨年各3%と4%に達した。一方、タイの成長率は6.6%と、前年の4.3%を上回った。タイの経済成長は産業全部門に見られたが、特に製造業の成長が著しかった。

NICsの中で昨年最高の経済成長を記録したのは香港で、その率は13%にのぼった。次いで、韓国が12%、台湾が11.6%と続く。

シンガポール政府のエコノミストは、台湾と韓国の通貨が昨年米ドルに対し、それぞれ20%と8%ずつ強化し、今年もさらに強化することが予想されるため、両国の今年の経済は昨年ほどの成長を実現できないものと予想している。

- シンガポール経済は、昨年（1987年）全面的な回復を見、大部分の業種が比較的大きな成長を遂げた。このため通年の国内総生産（GDP）成長率は8.8%と、一昨年の1.8%を大幅に上回った。

通産省は28日、“1987年シンガポール経済調査レポート”を発表し、以上の消息を伝えた。通産省はこれ以前に昨年のGDP成長率を8.6%とする予測値を発表していたが、その後明らかになった昨年12月のデータも加えて再測定した結果、実際の成長率は同予測値を0.2%ポイント上回っていることが判明したという。

○ 製造・運輸・通信が牽引役に

シンガポール経済は、1986年から回復する兆しを見せていたが、同年業況が良好だったのは全体の半数の業種に限られていた。しかし、一昨年はほぼ全業種にわたって、良好な成長率が達成された。このことから、製造業や運輸・通信業等の主要業種が大幅な成長を遂げた後、これら業種に牽引される形で、商業、金融業等の補助産業部門も良好な成長率を回復したことが分かる。

○ 内需8%拡大

昨年は国内需要も一昨年のマイナス成長から8%のプラス成長を回復した。国内需要には民間消費支出、政府支出、固定資本支出等が含まれるが、昨年の内需回復の主因は、国民の消費熱の高まりと、企業の設備投資の拡大であった。民間の消費支出は、一昨年比8%増加し、政府部門の同支出が0.4%縮小したにも関わらず、消費支出全体の成長率を6%に引き上げた。

民間部門の設備投資は昨年15%の成長を遂げたが、政府部門のこの方面の支出が12%のマイナス成長を記録したため、国内全体の固定資本支出は4%の成長に留まった。

○ コスト削減政策が奏功

1985/86両年にシンガポール政府が導入した一連のコスト削減措置が、シンガポールの輸出産品の価格競争力を維持し、その国際市場を拡大することに貢献した。加えて、

世界経済の成長と域内経済状況の改善が、シンガポールの製品・サービスに対する国際需要を高め、シンガポールの経済成長を促進した。

○ 今年は成長減速

通産省レポートは、以上のように昨年の経済状況を概括しているが、今年の経済動向については、昨年より緩慢化し、消費者もその支出を引き締めるだろうと予測している。

30日 ● リー・シェンロン通産相とリー・ヨクスワン労相は28日の国会答弁で、技能開発基金（SDF）、外人労働者、パート・タイム労働制、定年制の延長等、シンガポールの労働政策全般にわたって説明を行った。

・ SDF対象労働者の給与上限引き上げを検討

リー・シェンロン通産相はこの程、技能開発基金（SDF）の雇用主負担率を引き上げるのではなく、同率の対象となる労働者給与の上限を750Sドルから1500Sドルに引き上げることを提案した。

労働者の技術向上を目的に、1979年に設立された同基金の現在の累積資金は3億Sドルであるが、同額にはSDFが毎年、雇用主から徴収する2400万Sドルが含まれている。

SDFは雇用主に対して、給与750Sドル以下の労働者1人につき、その給与の1%相当を積み立てるよう義務づけている。この雇用主負担率は、1984年まで給与の4%とされていたが、その後、企業のコストを削減するため1985年に2%に、1986年には1%にまで引き下げられた。

しかし、シンガポール政府は、昨年からSDF予算を向こう2～3年間に年間1億Sドルにまで拡大する計画を立てており、同基金への新たな資金の注入が必要となっている。

シンガポールは現在、雇用主負担率を2%にまで引き上げることと、対象となる労働者の給与上限を1500 Sドルにまで引き上げることの2つを検討中である。

・ サービス業やその他の業種にも外人労働者の雇用を認可

政府は5科目0レベル（中卒水準）の資格を持つ外人労働者が、サービス業やその他の業種に就業することを認める方針である。

リー労相によると、雇用主がもしこの種の資格を保持する外人労働者のワーク・パミットを申請すれば、労働省は必ずこれに認可を与えるという。

しかし、政府は労働力不足を解決するために、ワーク・パミットに関する規制そのものを変更する考えはないという。ワーク・パミット・スキームの下で、外人労働者の雇用が許可されているのは輸出指向型の製造業で、これらの企業は全雇用労働者の50%まで外人労働者を雇うことができる。現在、外人労働者の雇用を認められている企業のうちで、この上限（50%）に達している企業は、全体の約7%に過ぎない。

外人労働者の雇用申請が認められない企業は、“政府の認可の受けられる範疇外の企業”か、“すでに外人労働者が全雇用者数の50%に達した企業”か、“外人労働者税を納入していない”かのいずれかのケースと考えられる。

今日、繊維業界等の一部企業は、外人労働者の雇用枠を拡大するために、より高額の外労働者税の負担にも応じると提案しているが、これらの部門は既に政府の定めた外人労働者雇用の上限に達しているため、こうした提案を認めることはできない。

また、美容院等のサービス業に関しては、これらの雇用主はより高額な給与を払って地元労働者を雇用することが可能とみられる。

・ 高齢者の就業には労使双方の努力が必要

定年延長計画の進展ははかばかしくなく、全国労働組合会議（NTUC）の報告によれば、一部には60歳ではなく55歳の定年制を改めて導入する後退現象さえ見られる。

しかし、これは必ずしも雇用主側にばかり責任があるのではなく、高齢労働者の就業態度にも問題がある。

労働省はこれまでに、高齢労働者に多くの職を紹介してきたが、その成果は極めて不満足なものだった。これは多くの高齢労働者が、就業場所が遠い、給与が低い、シフト制を好まない等の理由で、紹介された職場への就業を断ったためという。

・ 失業率低下で高齢者の就業も容易に

1986年の6月の失業率は6.5%に達したが、昨年12月の失業率は僅か2.8%で、非若年の労働者の就業も容易になっている。

40歳以上の失業者について見ると、1987年6月にはなお1万2600人を数えたが、同年12月には8700人と約4000人減少した。

労働省就業サービス局への求職登録者も5700人と、過去数年来の最低を記録した。しかし、同就業サービス局の職業斡旋作業の成果は、決して理想的とは言えず、その成功率は50%に過ぎない。多くの高齢者は政府部門への就職やホーカー、タクシー運転手の職を希望しているが、この方面の就業機会は決してそれほど多くない。

また、高齢労働者の多くは就業のための再訓練を好まず、こうした訓練に応じるのは100人中僅か2人程度に過ぎない。政府部門や雇用主は、高齢者問題を理解し、その解決を助けねばならないが、高齢者自身もそれなりの調整に応じねばならない。

・ パート・タイム労働法規の導入を検討

労働省パート・タイム労働に関する法規を導入する計画で、外国の労働法を現在研究中である。

パート・タイム労働に関する法律は、まだ存在しないが、パート・タイム労働は急速に普及しつつあり、その伸び率は1981年の2%から昨年には4%に高まっている。

パート・タイム労働制は、複雑な問題を含んでいるため、雇用法を修正するか、新たな法律を定めるか、まだ方針を決めていないが、労働省は労使双方が満足するような法規を立案するために、労使の意見を取り入れていく方針で、1年以内に一定の成果を上げることが目標になっている。

・ 通産省、労働需要報告書を年内に作成

通産省は、年内に当地のマンパワーの需要状況を報告書にまとめ、発表する計画である。

同省はまた、若い求職者のために参考資料として、職種別の初任給リストを作成する。

通産省は毎年、向こう5～10年間の業況見通しを基に労働計画を立案し、同案に検討を加えた後、必要とされる新卒労働者、技術者の数を割り出す。

こうした労働計画を立案するのはリー通産相が委員長を務める専門職・技術教育委員会（CPTE）であるが、同委員会は今後、それに加えて労働者の需給バランスの維持や、経済成長に見合った教育機関の技術者養成の促進に努める方針である。

CPTEは上記労働計画を基に、各教育機関の入学定員を定めているが、現在、これらの教育機関が問題としているのは、エンジニアリングを専攻する女子生徒が少ないということである。リー・シェンロン通産相は、女生徒が工学を専攻することの重要性を指摘している。

CPF(中央積立基金) 会員は55歳になった際、最低積立額の3万Mドルを超える額を全額引き出すことができる。

政府は昨年、退職年齢とCPF引き出し許可年齢を区別し、55歳になれば、在職か、退職かに関わらず、CPF預金の引き出しを認めると発表している。したがって、CPF会員は55歳時に3万Sドルの最低積立額もしくはそれに相当する住宅や、その他の資産を確保しておりさえすれば、CPF預金を全額引き出すことができる。

政府は、国民が55歳以降も、できれば60歳まで就業することを奨励している。このことは国民自身の経済状況を改善するばかりでなく、老後の健康を保つことにもつながるという。

・ 29%の企業が賃金改革実施

労働省が調査した891社の企業中、29%に当たる257社が今年1月までに政府の奨励する柔軟な賃金制度を導入していた。

このほか、531社(60%)がなお労組と交渉中、もしくは別の方式を検討中と回答、103社(11%)が柔軟な賃金制度の導入を全く考えていないと回答した。

すでに柔軟な賃金制度を導入している257社のうちの54%は、外資系企業で占められた。これら外資系企業にはモービル石油、ヒューレット・パッカード、ジェネラル・エレクトリック、ジェネラル・モーターズ、東芝、モトローラ等が含まれている。

大部分の企業は、ボーナス方式を導入しているが、これは比較的簡単な方式と言える。一部の企業は、ボーナス支給に際して、毎年労使交渉を行う方法を採用し、他の企業はボーナスと生産性をリンクさせている。リー・ラウ相は、その国会答弁の中で、「賃金改革は多くの問題に直面しているとは言え、この数字から見ても、それなりの成果を上げていることが分かる」

廣 報 欄

** NEW MEMBERSHIP (12TH APRIL 1988)

* N.P. FOODS (SINGAPORE) PTE LTD

Mr O Nagai (Managing Director)
705 Sims Drive # 06-12
Shun Li Industrial Complex
Singapore 1438
Tel: 7478134
Tlx: RS 21915 NPGRP
Fax: 7486358

* ARTHUR YOUNG

Mr F Takano (Manager, CPA (Japan))
36 Robinson Road # 17-00
City House
Singapore 0106
Tel: 2201135
Tlx: RS 22021
Fax: 2250465

* AMERICAN INTERNATIONAL ASSURANCE CO LTD

Mr M Hara (Manager)
1 Robinson Road
AIA Building
Singapore 0104
Tel: 3206167
Tlx: RS 25923 AIASIN
Fax: 2240035

** CHANGE OF ADDRESS & TELEPHONE NO.

* MITSUI & CO LTD

16 Raffles Quay # 17-00
Hong Leong Building
Singapore 0104
Tel: 3213111

* YUASA TRADING CO LTD

1 Scotts Road # 24-11
Shaw Centre
Singapore 0922

* HITACHI LEASING (S) PTE LTD

55 Cuppage Road # 08-06
Cuppage Centre
Singapore 0922
Tel: 7348486
Tlx: RS 34412 NISEICO
Fax: 7334887

- * MITSUI-SOKO (SINGAPORE) PTE LTD
80 Anson Road # 33-00
IBM Towers
Singapore 0207
Tel: 2226288
Tlx: RS 36421 MWMSC
Fax: 2251379
- * PORITE SINGAPORE (PTE) LTD
18, 3rd Chin Bee Road
Jurong
Singapore 2261
Tel: 2642323
Tlx: RS 26793
Fax: 2644536
- * SUMITOMO LIFE INSURANCE COMPANY
6 Shenton Way # 22-01
DBS Building
Singapore 0106
Tel: 2258455
Tlx: RS 42420 SINSLI
Fax: 2242511
- ** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE
- * COSMO OIL SINGAPORE PTE LTD
From Mr K Hashimoto to Mr M Murata
- * THE NIPPON FIRE & MARINE INSURANCE CO LTD
From Mr H Kaneko to Mr T Oishi
- * SINGAPORE OILSEAL CO PTE LTD
From Mr K Umeki to Mr Y Tanaka
- * SINGAPORE ELECTRICAL STEEL SERVICES PTE LTD
From Mr K Adachi to Mr Y Kaneko
- * HITACHI SOUTHEAST ASIA PTE LTD
From Mr H Kimura to Mr M Sato
- * SUMITOMO CONSTRUCTION CO LTD
From Mr H Tomoyasu to Mr M Miyakoshi
- * NIPPON STAINLESS STEEL CO LTD
From Mr K Takahashi to Mr T Imai
- * ORIENT CONSUMER CREDIT PTE LTD
From Mr J Nakao to Mr K Kaneko
- * SATO KOGYO CO LTD
From Mr T Ishibashi to Mr T Mori

- * TOKYU TOURIST CORPORATION
From Mr S Nishikubo to Mr H Yokoi
- * TOMY (SINGAPORE) PTE LTD
From Mr M Tsuchiya to Mr J Onuma
- * IWATANI & CO (SINGAPORE) PTE LTD
From Mr Y Ono to Mr K Uemura
- *
- ** CHANGE OF COMPANY'S NAME
- * TAKENAKA CORPORATION
From Takenaka Komuten Co Ltd
To Takenaka Corporation
- * THREE BOND TEC (S) PTE LTD
From Three Bond Co Ltd
To Three Bond Tec (S) Pte Ltd
- * YAMAUCHI SINGAPORE PTE LTD
From Yamauchi Rubber (Singapore) Pte Ltd
To Yamauchi Singapore Pte Ltd

資料案内

国内一般

シンガポール共和国移住法		S\$ 15
民事法		S\$ 5
刑法（暫定規定法）		S\$ 10
公益事業法		S\$ 10
貿易開発委員会		
	（会 員）	S\$ 5
	（非会員）	S\$ 8

投資関係

資金援助制度の手引き	S\$ 8
法律 15 号（経済拡大奨励法改正法） 1979 年	S\$ 5
経済拡大奨励（所得税免除）法＜改訂版・原文付＞（会 員）	S\$ 30
（非会員）	S\$ 33

租税・税制

所得税法<改訂版>	(会 員)	S\$ 25
	(非会員)	S\$ 30
所得税法・1985年改正法		S\$ 5
法律第2号共和国所得税法改正(1973年)		S\$ 5
法律第13号 " (1977年)		S\$ 5
法律第17号 " (1980年)		S\$ 5
法律第20号共和国所得税(改正)令		S\$ 5
シンガポールとの租税(所得)条約		S\$ 5
法律(改正)時報第21号(経済拡大奨励法及び所得税法改正法)		S\$ 5
シンガポールの租税		S\$ 15
シンガポールとの租税(所得)条約(二重課税防止条約の一部改正)		S\$ 5
シンガポールとの租税(所得)条約.....	(会 員)	S\$ 20
<改訂版>	(非会員)	S\$ 30
関税法(第133編)関税令<1985年版>	(会 員)	S\$ 15
	(非会員)	S\$ 20

会社法

法律第 1 号（共和国会社法改正） 1970 年		S\$ 5
法律第 4 号（共和国会社法改正） 1974 年		S\$ 5
法律 19 号 1980 年中央厚生年金法告示（付表の入替）		S\$ 5
法律 16 号（会社の買収及び合併に関する）		S\$ 5
シンガポール共和国会社法	（会 員）	S\$ 60
	（非会員）	S\$ 70
シンガポール共和国憲法（再版）	（会 員）	S\$ 10
	（非会員）	S\$ 15
憲法改正法（1984，1985 年）		S\$ 5
国会議員選挙法（再版）	（会 員）	S\$ 10
	（非会員）	S\$ 15
事業登記法（1973 年法律第 36 号）	（会 員）	S\$ 15
	（非会員）	S\$ 20

為替管理・関税

法律第6号（為替管理法改正）1976年	S\$ 5
金融業者法	S\$ 10
財務諸表公開原則	S\$ 15

業種別規則

法律第18号工場法改正法（1973年）	S\$ 5
大気汚染防止法	S\$10

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許（実施権）法	S\$ 5
シンガポール共和国商標法	S\$ 10
価格規則法	S\$ 5
1975年水質汚染規則制及排水法	S\$ 10
1971年海洋汚染防止法	S\$ 5
印刷・出版業者法	(会 員) S\$ 2
	(非会員) S\$ 3
ホテル法	(会 員) S\$ 5
	(非会員) S\$ 8

労働関係

労働組合法（1977年）	S\$ 10
法律第3号（共和国労働雇用法改正）1970年	S\$ 5
法律（改正）時報（第25号）	S\$ 5
法律（改正）時報（第26号）	S\$ 5
法律（改正）時報第22号（雇用法並びに労働者補償法）	S\$ 5
法律（改正）時報第23号（中央厚生年金法改正法）	S\$ 5
労働雇用法（1976年幼少年雇用規則）	S\$ 5
法律（改正）時報第24号（中央厚生年金改正法）	S\$ 5
法律（改正）時報第27号（中央厚生年金法を改正する法律）	S\$ 5
シンガポール共和国雇用法（改訂版）	(会 員) S\$ 15
	(非会員) S\$ 20
中央厚生年金法（改訂版）	S\$ 5
労働三法（雇用法・組合法・関係法）	S\$ 30

商工会議所出版物

業種別会員名簿（1987/1988年）	(会 員) S\$ 15
	(非会員) S\$ 30
月報（各月号）	S\$ 8
1987年度賃金改訂、最近の労働条件及び 福利厚生等の実態に関する調査報告書	(会 員) S\$ 25
	(非会員) S\$ 50
シンガポールにおける企業経営ガイド	(会 員) S\$ 15
	(非会員) S\$ 30

編集後記

前任者に引き続き、委員会のメンバーに加えていただき、当月号が始めての担当となります。当地での生活同様に不安に満ちたスタートとなりましたが、メンバー諸兄・執筆者の御援助をもって無事発行することができました。

シンガポールでは昨年の経済成長率が8.8%となり、85年のマイナス成長を経て、短期間に低迷期を脱しましたが旺盛な活力を感じるようです。

しかしながら、他のNICS同様米国経済の圧力、国内的には労働力不足の深刻化、CPFの企業負担見直しの動き等、日系企業にとってもシンガポールを取巻く環境は厳しいものがあるように思えます。

さて、今月号では、1988年度の予算演説を踏まえて「シンガポールの税制改正」を公認会計士高山、原両氏に、日本との比較を交えて、ドライバーには必携となる「シンガポールの交通事故と自動車保険」を東京海上火災保険の山口氏に、また、常夏の国シンガポールならではの話題「シンガポールの清涼飲料水」をポッカ・シンガポールの高木氏に、業界シリーズとして日頃身近な「紙のはなし」を岡本・シンガポールの金井氏にそれぞれ御執筆いただきました。御多忙の中、御執筆いただきました皆様に対し、この紙面を借りて厚く御礼申し上げる次第です。

今月号の担当は、重盛（凸版印刷）、岡田（村田製作所）でした。

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY



CLEAN RIVER CAMPAIGN

M. C. I. (P) No. 8 / 4 / 88

COVER : PRINTED BY
TOPPAN PRINTING CO. (S) PTE. LTD.
TEXT : PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
155 Kallang Way #02-11/12
Singapore 1334. TEL : 2923831

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

C. P. F. BUILDING, 79 ROBINSON ROAD, #24-04 (24th Storey) SINGAPORE 0106